

平成 27 年度第 1 回岸和田市介護保険事業運営等協議会会議録
第 1 回岸和田市地域包括支援センター運営協議会会議録
第 1 回岸和田市地域密着型サービス等運営委員会会議録

<p>【案件】</p> <p>(1)平成 26 年度介護保険事業状況について</p> <p>(2)①平成 26 年度地域包括支援センター運営状況について ②平成 27 年度地域包括支援センター実施方針及び事業計画について</p> <p>(3)地域密着型サービス事業所の指定・更新状況について</p> <p>(4)第 6 期介護保険事業計画における施設整備について</p>	<p>【日時・場所】</p> <p>平成 27 年 7 月 22 日(水)14:00～15:45 岸和田市役所新館 4 階第 1 委員会室・会議室</p> <p>【出席委員】 15 名</p> <p>・大谷委員・岩井委員・出水委員・金本委員 ・杉浦委員・和田委員・野内委員・太下委員 ・小田委員・西村委員・杉本委員・磯辺委員 ・南委員・泉委員・鈴木委員</p> <p>【事務局】</p> <p>・小林保健福祉部長・北本介護保険課長・横田介護保険課参事・石原介護保険課担当主幹・中野介護保険担当長・仲村介護保険課担当長・庄司福祉政策課担当主幹・法橋広域事業者指導課担当長</p> <p>・大浪（地域包括支援センター社協） ・三林（地域包括支援センター社協久米田） ・休場（地域包括支援センター萬寿園葛城の谷） ・西村（地域包括支援センター萬寿園中部） ・丸山（地域包括支援センターいなば荘北部） ・渡辺（地域包括支援センターいなば荘牛滝の谷）</p>
---	--

- 委員委嘱状交付
- 根来副市長あいさつ
- 委員自己紹介、事務局自己紹介
- 正副会長互選

事務局…それでは、ただいまより平成 27 年度第 1 回岸和田市介護保険事業運営等協議会、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス等運営委員会を開会いたします。まず、本日の委員出席状況をご報告します。出席委員は 15 名です。岸和田市介護保険事業運営等協議会規則第 6 条第 2 項の規定により、本会議は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、本日の案件に入らせていただきますが、この会議は公開となっており、また会議録は後日公表することになります。ご発言の際はマイクを使用させていただきますようお願い申し上げます。それでは、大谷会長に議事の進行をお願いいたします。

会 長…皆様のご協力を得て、会議を進行していきたいと考えております。また、岩井先生には副会長をお引き受けいただきありがたく思っております。

副会長…お役に立てるかわかりませんが、微力ながら頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

会 長…それでは、時間も限られておりますので、議事に入っていきたいと思います。

まず、案件(1)平成26年度介護保険事業状況について事務局から説明をお願いします。

事務局…配付資料1に基づき、平成26年度介護保険事業状況について報告。

資料にはありませんが、平成26年度介護保険特別会計全体の決算としては、

歳入約147億7860万円、歳出144億3857万円、差し引き約3億4千万円となり、平成27年度法改正にかかるシステム改修費明許繰越額を差し引きしまして、約3億2000万円を平成27年度介護保険給付準備基金へ積立て予定をしております。

また、介護給付の適正化として、ケアプランチェック54件、住宅改修現場確認調査55件、医療情報との突合50件の給付内容適正チェック、給付費通知の発送等の適正化を実施いたしました。以上です。

会 長…平成26年度介護保険事業状況について報告がございました。これについて、質問等あればお願いしたいと思います。

委 員…まずP7の利用割合についてですが、要介護2にピークがあって、要介護5になるにつれて下がってきていますが、どのように考えますか。

事務局…要介護5の状態になりますと、医療処置が必要であると想定されますので、入院される方も増えてくるかと思えます。そうなれば、介護サービスを受けることがなくなり、利用割合が減少していると考えております。

委 員…要支援1のところ、実際の利用割合が55.2%となっており、約半分の方が、サービス利用がなく、要介護認定(認定調査)だけを受けている状況です。認定にかかる費用だけでもかなりの額がかかっていると思いますが、このことについて、市民の方への周知やケアマネさんへの指導等、何か対策・方法はないのでしょうか。保険料を払われている方に申請を拒むこともできないので、仕方がないことだとも思うのですが、「更新の通知が来たので申請しておく」や「いざという時のためしておく」といった声も聴きます。

事務局…軽度者の認定申請についてですが、ご存じかと思いますが、要支援1の方でも限度額20万円(負担割合1割または2割)まで住宅改修の補助ができる制度がありまして、そのために申請をされる方もいるかと思えます。また、ご指摘のとおり、認定を持っている方については、市から更新申請の勧奨通知を送らせていただいておりますので、実際サービスを利用していない軽度者の方でも申請をされるということにもなっております。

委 員…P13ですが、徴収率98.56%、逆にいうと約1.4%の方が未徴収ということになります。未徴収が続くとペナルティがあると思うのですが、そういう方はどれくらいの方数いるのでしょうか。

事務局…1年以上の未納があれば、一旦全額(10割)を払って、のちに市に申請をして保険給付分(負担割合が1割の場合は9割)を支給するという償還払い化というシステムに変わります。それでも未納が2年以上続きますと時効が成立することになり、給付制限(負担割合1割・2割が3割になる)がかかります。現在、この給付制限の対象者は24人、1年以上未納で償還払い化になっている対象者は12人です。

委 員…もう1点、お聞きします。P14ですが、訪問看護事業所が割割的には非常に増えている状況にあります。その多くは、おそらく施設内に設置された訪問看護ステーションで、サービス付き高齢者住宅か有料老人ホームと同じ建物の中にあるものが多いように思います。施設の入居者の方に看護サービスを提供しているのだと思いますが、はたしてそれは同じ建物の中でも訪問看護にあてはまるのかどうか、そのへんは、国レベルのことになるかもしれませんが、行政として何か把握していますか。

事務局…サービス付き高齢者住宅の問題が非常に大きくクローズアップされております。訪問看護にかかわらず、訪問介護（ヘルパー）についても、同一建物内にステーションを設置しており、そこから派遣するといったことで、非常に問題視されております。そういう意味では、国レベルから何らかの措置を図ってもらうべきだと考えております。

ご存知かと思いますが、この8月から特定の事業者に集中した場合の減算の割合が90%から80%に変更になりました。また、今まではその対象は、通所介護と訪問介護だけでしたが、ほかの事業にも拡大され、そういう意味では、国も一定の措置を取っていきたいと思っていますと認識しております。

会 長…他にいかがでしょうか。

委 員…P3で、教えていただきたいのですが、認定の申請の総数が認定の調査数より多くなっていますが、これはもう調査をしなくてもいいということでしょうか。

事務局…あくまでも年度の総数で、申請と調査のずれがあります。申請から調査まで、その後の審査会まで期間がかかりますので、数字のずれが出ています。

会 長…他の方はいかがですか。よろしければ、議事の方がたくさんありますので、いったん次に進めさせていただきます。何かあれば、最後にまたお聞きしたいと思います。

次に、平成26年度地域包括支援センター運営状況について、報告をお願いします。

事務局…配付資料2-1に基づき、平成26年度地域包括支援センター運営状況について報告

会 長…はい、ただいま、平成26年度地域包括支援センター運営状況について説明がございました。これについて何かご質問等あればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

委 員…1点教えていただきたいのですが、牛滝の谷地域では家族との同居世帯が多く、介護サービスの利用が低いということでしたが、おそらく家族の方が介護されていると、例えば認知症のことなど、いろいろと問題がでてくるかと思えます。そういったことへの支援として積極的にされている特徴的なことがあれば教えていただけますか。

事務局…牛滝の谷地域の担当よりお答えします。地域調査もありますが、民生委員の方と平成20年ごろからつながりをつくらせていただき、いろいろな意見等を聞かせていただいております。福祉相談会や認知症サポーター講座を開催させていただき、啓発活動の中で、特に認知症は重度になってからの相談が多いので、重度になる前にご相談くださいということをお伝えしています。

委 員…牛滝の谷地域で介護サービスの利用率が低いということは、周知されていないということなのか、それとも、日本の昔では、介護は身内だけであるものという感じでしたが、そういった地域の特性があるのでしょうか。

事務局…牛滝の谷地域は山間部で農業をされている方が多く、お元気な方もかなり多くいらっしゃいます。

事務局…もちろん周知も行っていますが、「お嫁さんが看る（介護する）もんや」という意見も訪問先でよく聞きます。サロンや体操教室等の機会に周知はしていますが、「同居の家族が看ないといけない」という意識は強いように感じます。

委 員…今の報告を聞いていても、介護予防や認知症のこと、また医療と介護の連携等、地域包括支援センターがすごく頑張っていたているのはわかるのですが、市民の認知度はまだ低いように感じています。少ない職員数の中で、これだけ頑張っていたているのですが、どうしたら、もっと地域包括支援センターを市民の方に広く知ってもらえるのかと思います。

会 長…地域包括支援センターの方は本当にいろいろとご活躍されているのだけれども、まだ周

知ということについては足りないのではないかというご意見でしたが、その点について、何か取り組みはされていますか。

事務局…地域包括支援センターとして地域に出向いて行くということでは、チラシを配布したり、地域の行事に参加させていただいたり、かなり周知はさせていただいてはいるのですが、市民の方も自分の身に降りかからないと（相談に行かない）と感じられる部分も少しあります。地道に努力していきたいと考えております。

会 長…小学校でも少ない人数で認知症サポーターさんにもご活躍いただいておりますが、町会や民生委員との連携はどのようになっていますか。

事務局…町会に直接というよりは、民生委員さんとの連携の方が深いように思います。専門職ネットワーク会議については報告書にも掲載していますが、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）と社会福祉協議会の地区担当者かなり地域と密着した関係でありますので、その3職種で協力しながら地域に出て行っております。

会 長…専門職の連携により地域に出ているということですが、先ほどのご指摘のとおり、一定の認知度が高まりませんと、活用と連動しませんので、そのあたりを留意いただければありがたいと思います。

委 員…市民委員の立場としましては、介護認定をもっている両親がおりますので、包括支援センターにはいろいろ必要を感じて連絡をしたり、集まりに参加させていただいております。その時はとても丁寧に対応していただいておりますが、ただ閉鎖的といいますか、自分の方からは必要性を感じていないご家庭もかなり多くありますので、そういう方々に対する掘り起こしが今後の課題だと思います。

会 長…ご提言を留意しながら進めていきたいと思っております。

委 員…周知をというお話ですが、本日は町会連合の代表の委員さんもお見えですが、市役所のなかの町会連合の担当の自治振興課はまちづくりの担当課でもありますよね。医療や介護の分野では存在感が薄いと思うのですが、まちづくりの話になっていくと思っておりますので、市役所の内部でそういう連携をしていただいて、行政として進めて行っていただければと思います。よろしくお祈りします。

会 長…では、引き続きまして、平成27年度事業計画の案件もございまして、報告をお願いします。

事務局…配付資料2-2に基づき、平成27年度地域包括支援センター実施方針及び事業計画について報告

会 長…はい、平成27年度の包括支援センターの事業計画についてご説明がございました。共通項目ということで3点、それを受けてそれぞれの包括支援センターごとに事業計画をあげていただいたところです。できれば、口頭でおっしゃられたそれぞれの特色を書面にも盛り込んでいただけると、各委員にもわかりやすいかと思っておりますので、ご留意いただければと思います。

4-1の居場所づくりの項目で新たに委員が配置されるというお話でしたが、詳しい説明をお願いできますか。

事務局…高齢者支援コーディネーターについて説明いたします。福祉政策課から地域包括支援センターへの委託という形で、地域包括支援センターの専門職以外に配置ということになっています。高齢化率の高い地域で、閉じこもりぎみになっている高齢者の把握、その方々が出かける場所（居場所）づくりをモデル的に実施していこうということになりました。

社会福祉協議会の地区福祉委員会の専門職のネットワーク会議の中で、今まで校区単位

の1つの地区福祉委員会で活動していましたが、今年度は各町で地区福祉委員会を開催するという話もあります。今はまだ、そういう中に入れていただいて、どのようなところにそういう人がいるのかを把握する段階ではあるのですが、少しずつ進んでいくのではないかと考えています。

会 長…これは制度上、市の単費ですか。

事務局…はい。市単費です。

会 長…モデル事業として取り組まれるということですが、特に高齢になりますと、閉じこもりがちになる高齢者が多いということで、居場所づくりを行い、積極的に可視化できるように取り組んでいくという岸和田市の独自の制度ということですか。

他の委員の方でご質問等ございませんか。ないようでしたら、次の議題に移っていきます。3つ目は「地域密着型サービスの利用状況について」ということで、事務局から説明をお願いします。

事務局…資料3に基づき、地域密着型サービス事業所の指定・更新状況について説明。

資料にはございませんが、今回平成27年4月1日付けで「地域密着条例」の改正と、「介護予防支援条例」の制定を行っています。名称が長くなりますが、「岸和田市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」と「岸和田市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を平成27年4月1日付けで改正しております。この改正に関しては、今まで独自基準で地域密着の条例を定めていた部分もありましたが、基本的に国の基準を引用するような形の引用条例に変えております。

もう一つ、平成27年4月1日付の制定であります、「岸和田市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を平成27年4月1日付けで定めております。説明は以上です。

会 長：地域密着型サービス事業所の指定・更新状況の説明でした。これについて、何かご質問等ございませんでしょうか。ないようでしたら、私の方からよろしいでしょうか。

今、条例では、以前は外部サービスや情報開示が認可されましたが、今、岸和田市は条例でどのあたりまで認可していますか。前は制度で情報開示は義務でしたよね。グループホームは外部評価が義務になっていますが、条例で市町村によって弾力的にということですか。

事務局：いいえ、外部評価に関しては国の基準どおりの制定になっておりまして、外部の第三者の評価を用いるという形になっておりますので、条例に関しましては、岸和田市の独自基準というのは設けていません。

会 長：他の委員の方、何かございませんか。それではこれについては、何かあれば、あとの総括で伺います。

それでは、次の案件4の第6期介護保険事業計画における施設整備について事務局から説明をお願いします。

事務局：資料4-1、4-2に基づき、第6期介護保険事業計画における施設整備について説明。

会 長：まず、1点目、地域密着型サービスの整備にかかる事業所募集要項について報告がありました。特に看護小規模多機能型居宅介護事業所の応募が芳しくないということがござい

ます。地域包括ケアシステムの中でも大きな役割を果たすであろうサービスですので、ぜひとも設置をはかっていく必要があると思っています。小規模多機能型も当初は採算が合わないと言われておりましたが、今は利用者が維持できれば運営は安定しているという報告もあります。

資料4-2は特養50床ということですが、第6期計画の一つの目玉になりますね。

以上施設整備についての説明でしたが、ご了解をいただければと思います。特に、意見がなければ、ご賛同いただいということで、よろしいでしょうか。

用意した案件は以上ですが、他に案件はございませんか。

事務局：ありません。

会 長：今までの中で、振り返りまして、特にお聞きになりたいことがあればお願いします。

何かございませんか。

資料1-1に苦情・相談の件数が掲載されておりましたが、内容について把握してありましたら、お願いします。

事務局：サービス付き高齢者住宅の契約時の説明不十分やサービス内容への苦情があります。

また、国保連合会へ寄せられる苦情もありますが、ほとんどは事業所と利用者間で解決されています。

会 長：裁判まで行ったケースはないですか。

事務局：それはないです。

会 長：苦情はサービスの向上にもつながる場合もありますので、できるだけ、積極的にあげていっていただければと思います。

特にないようでしたら、次回の日程調整をしたいと思います。次回は11月25日（水）でお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

特段、ご意見がございませんでしたら、これで第1回介護保険事業運営等協議会・地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス等運営委員会を閉会させていただきます。